

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

- 告示
土壌汚染対策法により要措置区域及び形質変更時要届出区域を指定する件 四九六
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 四九六
- 砂利採取業務主任者試験を実施する件 四九六

告 示

福島県告示第五百二十六号
 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。
 平成二十八年九月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 法第六条第一項の規定により、汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域
 - 1 指定する区域
 - 会津若松市城西町六番一、四九番及び四九番二の各一部
 - 2 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類
 - （一）土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
 - 六価クロム化合物又は砒素及びその化合物
 - （二）土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
 - なし

- 3 指定する区域において講ずべき指示措置
 - 地下水の水質の測定
- 二 法第十一条第一項の規定により、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域
 - 1 指定する区域
 - 会津若松市城西町六番一の一部
 - 2 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
 - （一）土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
 - なし
 - （二）土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
 - 砒素及びその化合物

（水・大気環境課）

福島県告示第五百二十七号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年九月二日から同年十月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十八年九月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
 - 1 防犯対策への協力に係る事項
 - 事業者及び土地所有者等は、「郡山市安全で安心なまちづくり条例」第三条における基本理念を理解し、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講ずるように努め、市の防犯対策へ協力すること。
 - 2 産業廃棄物の処理に係る事項
 - 産業廃棄物の発生量が百立方メートル以上見込める土木工事又は建築物の除却を伴う工事で、当該工事にかかる部分の床面積の合計が千平方メートル以上の場合、工事請負者は産業廃棄物の処理方法について市へ届出すること。
 - 工事期間中及び生産活動に伴い発生する廃棄物の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守すること。

（商業まちづくり課）

公 告

公告第二百三十六号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十八年九月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 試験日時

平成二十八年十一月十一日（金）午前十時から正午まで

二 試験場所

福島県庁本庁舎五階正庁（福島県福島市杉妻町二番十六号）

三 受験願書の提出期間

平成二十八年十月三日から同月二十日まで（郵送による場合は、同月二十日までの通信日付印のあるものを有効とする。）

四 受験手数料

受験手数料は、七千六百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼って納入すること（消印はしないこと。）。

五 その他

受験願書等の用紙は、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室及び福島県建設事務所（相馬港湾建設事務所、小名浜港湾建設事務所、県北流域下水道建設事務所）及び県中流域下水道建設事務所を除く。以下同じ。）で配布し、受付は、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室で行う。なお、詳細については、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室又は福島県建設事務所にお問い合わせること。

（技術管理課建設産業室）